

財務省告示第六百二十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年九月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | | |
|------------------|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------|--|---------|---|-------------|----------------|----------------|-----------|----------------|------|
| 名称及び記号 | 発行の根拠 | 法律及びその | の条項及びそ | の振替法の適 | 用等 | 発行方法 | 振替単位 | 最低額面金 | 払込金額 | 発行日 | 発行価格 | 利率 | 経過利率 |
| 利付国庫債券（五年）（第三十回） | 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一條第一項 | 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下 | 成振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替 | 機関は日本銀行とする。 | 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資 | 金による引受け | 額に於ては、規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。 | 平成十五年九月二十五日 | 額面金額百円につき九十九円八 | 額面金額百円につき九十九円八 | 年〇・八パーセント | 日本郵政公社総裁は、払込金額 | |

の 払 込 み

に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す る 期
日 に 払 い 込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{5}{365}$$

十 三 初 期 利 子

平 成 十 六 年 三 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四 第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る

十 五 償 還 期 限

平 成 二 十 年 九 月 二 十 日

十 六 償 還 金 額

日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円

十 七 元 利 支 所

平 成 十 五 年 九 月 二 十 五 日

十 八 払 込 期 日